

特殊健診：有機溶剤〔腎機能検査：対象物質〕

環境・健康

現行の有機溶剤中毒予防規則では、健康診断の対象となるすべての有機溶剤に対して、「尿中蛋白の有無の検査」を必須項目とし、「腎機能の検査（「尿中蛋白の有無の検査」を除く）」を医師判断項目として設定しています。この腎機能検査について、現在、これまでの知見をもとに厚生労働省で見直しを行っています。下記表に現行と見直し案¹⁾を示しました。

この見直し案¹⁾は、現行においても腎機能検査について医師が判断する際の参考となります。

1) 第7回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会（平成23年5月27日）

資料1 労働安全衛生法における特殊健康診断の見直しについて

有機溶剤健康診断での腎機能検査の対象物質

	現 行	見直し案
必 須	尿中蛋白の有無の検査 〔すべての有機溶剤〕	【有機溶剤：見直し案】 削除
医師判断	腎機能検査 （尿中蛋白の有無の検査を除く） 〔すべての有機溶剤〕	【有機溶剤：見直し案】 1,2-ジクロロエチレン、二硫化炭素、オルト-ジクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン 【特別有機溶剤：法令改正（特化則へ）】 クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

※ 有機溶剤（有機則）の一部が法令の改正により特別有機溶剤（特化則）となっています。（青字）。

※ 令和2年7月1日の健診項目の改正では、上記の特別有機溶剤の腎機能検査は必須ではなく医師判断であり、メチルイソブチルケトンが追加され1,1,2,2-テトラクロロエタンは腎機能検査の対象外となっています。

なお、有機則での有機溶剤の腎機能検査は、必須ではなく医師の判断により実施します。

kes サポート

課 題	k e s サポート
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング （生体試料中有害物質・代謝物等の測定）
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング （時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定）
体外ばく露の情報	作業環境測定 （作業環境の管理区分）